

第1章 計画の基本的な考え方



1-1 環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定の背景

(1) 計画を取り巻く社会潮流の変化

ア 3つの環境危機

現在、人類は「気候変動」、「生物多様性の損失」及び「汚染（プラスチックによる汚染、水質汚染など）」という3つの世界的危機に直面しています。

令和5（2023）年7月には、国際連合のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」と表明しました。世界の平均気温の上昇は、極端な高温、大雨の頻度と強度の増加を拡大させ、それに伴い森林火災や洪水、暴風雨等による被害が深刻化することが懸念されています。

また、生物多様性の観点からは、私たちが生きる現代は「第6の大量絶滅時代」ともいわれ、今回の大絶滅は過去5回発生した大絶滅より種の絶滅速度は速く、その主な原因は人類の活動による影響と考えられています。

また、マイクロプラスチックなどのプラスチックごみ、人為的に排出された水銀などの難分解性、高蓄積性、毒性、長距離移動性を有する有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。



図1-1 令和元年房総半島台風(15号)及び東日本台風(19号)、10月25日大雨による市内の被害状況写真（八街市ホームページより）

イ 経済、社会、環境の現状

世界経済フォーラムが公表した「グローバルリスク報告書2025」では、今後10年間に直面する最も深刻な10のリスクのうち5つが環境関連のリスクで「異常気象」、「生物多様性の喪失と生態系の崩壊」、「地球システムの危機的変化」、「天然資源不足」、「汚染」で占めており、環境問題が人類の「経済」「社会」の最も重大なリスクになると分析しています。

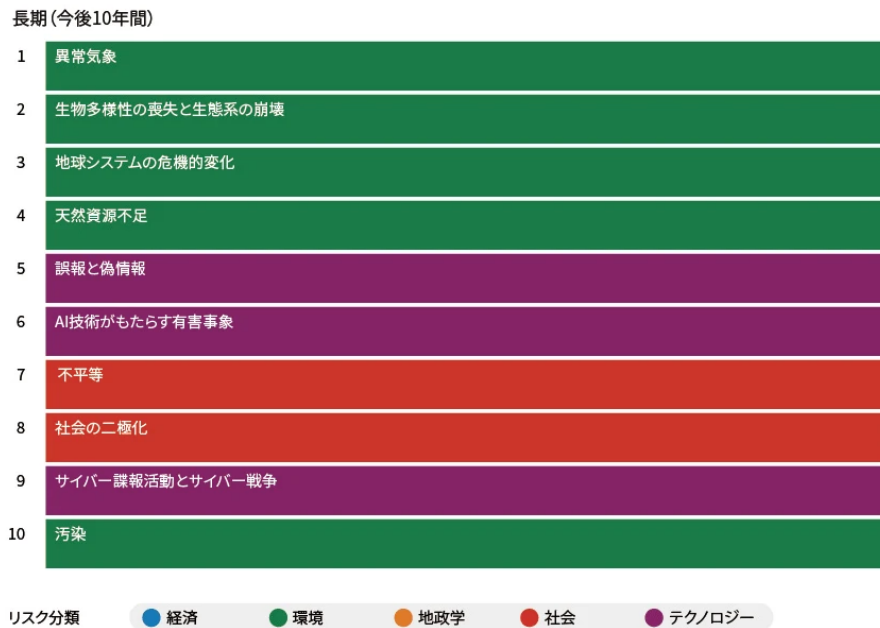
そして、近年の環境危機の顕在化は、自然資本（環境）の基盤の上に経済社会活動が成立しており、自然資本を消費し尽くすだけでは、経済社会活動は持続可能ではないという認識を世界的に定着させました。

グローバルリスク報告書2025年版

グローバルリスクの長期的な重要度ランキング



"以下のリスクについて、今後10年の間に起こり得る影響（深刻さ）を推定してください"



出典：World Economic Forum Global Risks Perception Survey 2024-2025

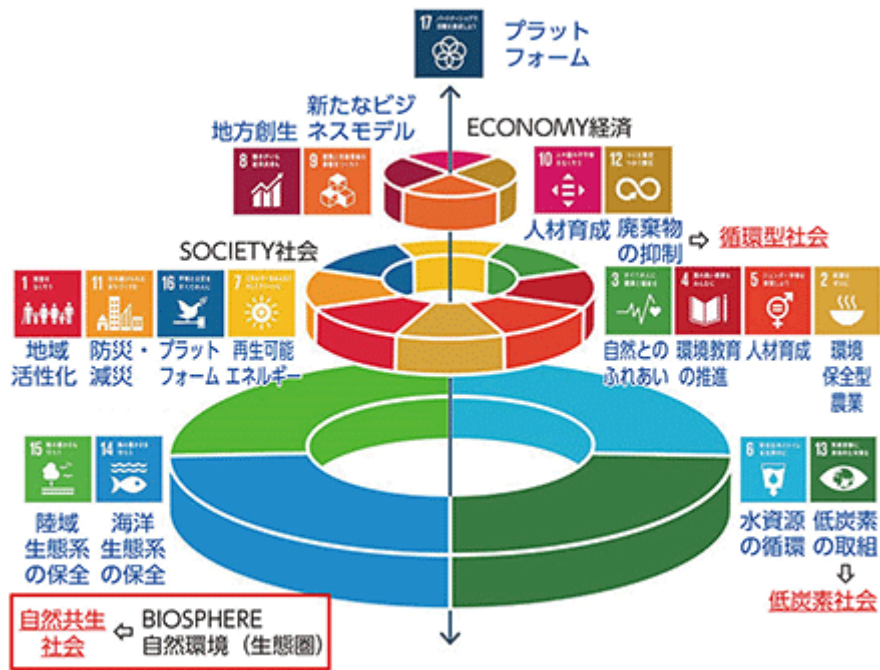
出典：世界経済フォーラム

図1-2 グローバルリスク報告書 2025年版における
グローバルリスクの長期的な重要度ランキング

ウ SDGs

平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」の 17 の目標が設定されました。

「SDGs のウェディングケーキモデル」では、「経済」は「社会」に、「社会」は「自然環境 (生態圏)」に支えられて成り立つという考え方を示しており、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。



資料：Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記

出典：令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

図1-3 SDGsのウェディングケーキモデル

エ 第六次環境基本計画

環境危機、様々な経済・社会的課題への対処の必要性から、令和6（2024）年5月に「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。

第六次環境基本計画は、ウェルビーイング（国民一人ひとりの幸せや生活の質の向上）を最上位の目的とし、環境を守りながら経済や社会が発展する「循環共生型社会」の実現を目指すこととしています。

温室効果ガスを実質ゼロにする「ネット・ゼロ」や、資源や製品の価値を最大化し、廃棄物の発生を抑えることを目指す「循環経済」、自然を豊かに回復させる「ネイチャーポジティブ」などを同時に進め、互いに支え合い効果を高める形で取り組むことを重視しています。

(2) 環境に関する市の取組

本市では、環境の保全と創造に関する基本理念や基本方針を定め、市域の特性に応じた環境施策を総合的に行うために、「八街市環境基本条例」を平成 10（1998）年 4 月に施行しました。同条例に基づき毎年度「八街市環境白書」を発行し、市内の環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにしています。

平成 23（2011）年 3 月には、本市の事務事業から温室効果ガスの排出抑制に努めるため、「八街市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度まで 5 年間で計画期間として各種取組を推進してきました。

そして、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化や、本市における施設の整備・稼働状況などを踏まえ、令和 2（2020）年度～令和 11（2029）年度までの 10 年間で計画期間として、各種の取組を推進するため「八街市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。本市の事務事業により排出される温室効果ガスの削減にこれまで以上に取り組んでおり、令和 5（2023）年 8 月に計画の改定を行いました。

また、平成 3（1991）年度から（令和 2（2020）年度を除く）市内の小・中学生を対象として将来を担う児童・生徒の環境保全に対する意識を高め、より身近なものとするを目的に「八街市環境保全ポスターコンクール」を行っており、令和 4 年度から市内の小中学生を対象として地球温暖化や水質保全について学ぶ「やちまた環境フェア」を開催しています。

また、令和 6（2024）年 8 月の八街市議会 9 月定例会においては、令和 32（2050）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「やちまたゼロカーボンシティ」の実現に向けて全力で取り組むことを宣言しました。これに関連して、家庭における地球温暖化対策の促進及び電力の強靱化を図るため、平成 23（2011）年度より現在まで、継続して脱炭素化促進に関する補助事業を実施しています



図 1-4 やちまたゼロカーボンシティ宣言

1-2 環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の位置づけ

本計画は、八街市環境基本条例に基づき、本市の環境に関する現状と課題を抽出するとともに、本市が環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針となるものであり、次に掲げる事項を定めています。

八街市環境基本条例

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、八街市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ八街市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画として策定する八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を内包するものとし、国や県の計画等とも整合を図るとともに、各種関連計画等とも連携・調整を図りながら策定するものです。

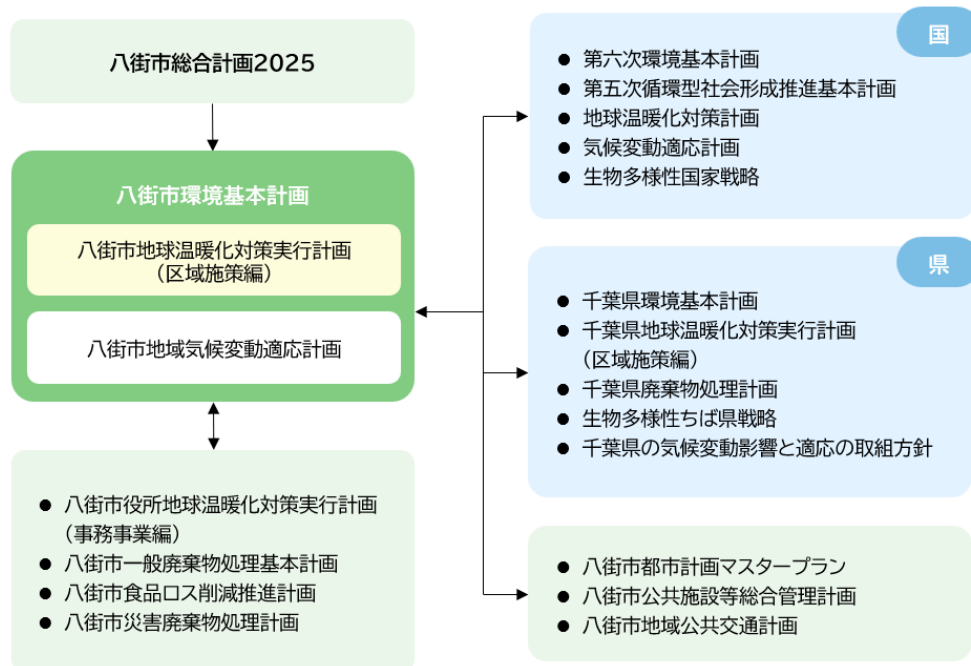


図 1 - 5 八街市環境基本計画の位置づけ

1-3 環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の期間

八街市環境基本計画は、中・長期的な視点に立ち、本市の目指す環境像や環境施策の方向性を示すものです。

計画開始年度を令和 8（2026）年度、目標年度を令和 17（2035）年度とする 10 年間を計画期間とします。

本計画に包含する八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、国の「地球温暖化対策計画」や県の「千葉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と整合を図るため、基準年度を平成 25（2013）年度、目標年度を令和 12（2030）年度とし、長期目標年度の令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの達成を目標とします。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて計画の見直しを行うものとします。

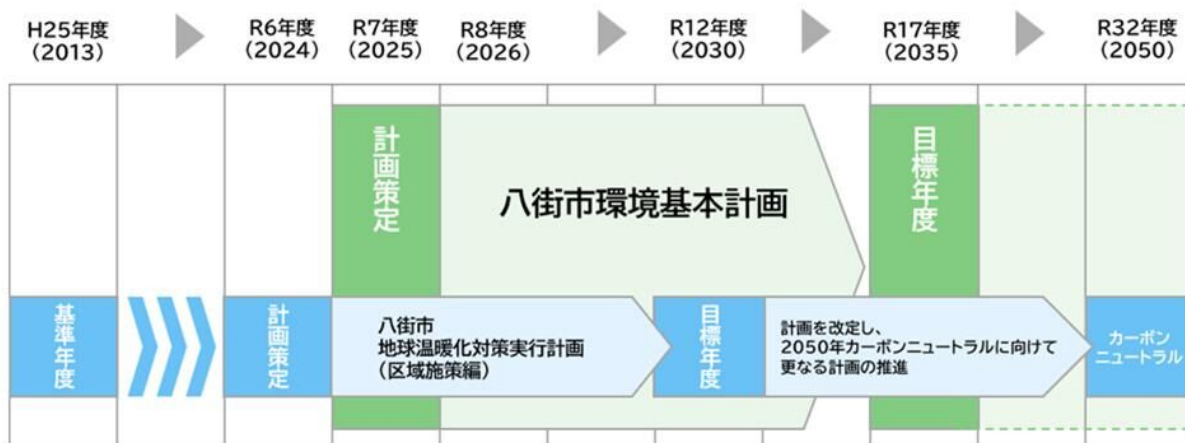


図 1 - 6 計画期間

1-4 環境基本計画の対象

(1) 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする「環境」の範囲は、以下のとおりとします。

表 1 - 1 計画の対象となる環境の範囲

資源循環	廃棄物、食品ロスなど
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、資源の有効活用、エネルギーなど
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染、生活排水など
自然環境	生物多様性の保全、緑・水辺等の保全、緑・水辺・自然とのふれあいなど

(2) 対象地域

本計画の対象地域は、八街市全域とします。ただし、印旛沼流域における水質保全の対応や他地域から越境する汚染物質への対応など、本市単独では解決が容易でない問題については、国及び県、周辺市町との連携を図ります。

1-5 市・市民・事業者の役割と責務

過去の環境問題は、一部の企業の事業活動に起因する公害や大規模開発による生態系の破壊など、原因が比較的明確で対処・解決がある程度可能でした。

しかし、現在は、地球温暖化のような地球規模の問題や、生物多様性の保全といった課題では、原因の特定やそれに応じた対処・解決が困難な環境問題が見られます。

このような状況においては、事業者や行政だけでは解決が困難です。市・市民・事業者の3者が目指す環境像や取り組みの方向性を共有し、それぞれの特性や役割を活かし、協力する必要があります。

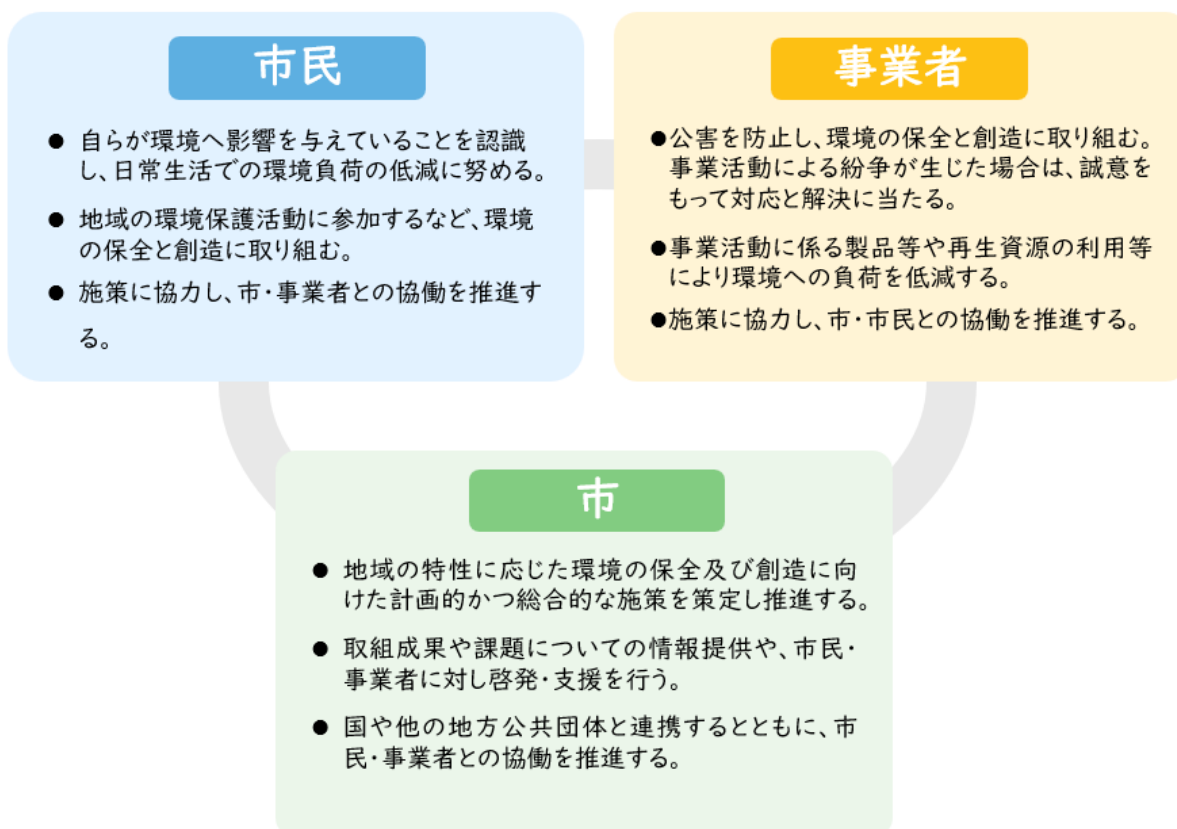


図 1 - 7 市・市民・事業者の役割と責務

八街市環境基本条例

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。